

医療費等給付金受取口座の確認をお願いします

公立学校共済組合青森支部および一般財団法人青森県教職員互助会からの医療費等の各種給付金は、当共済組合へ登録している指定口座へ送金しております。

受取口座の変更をする場合は、速やかに手続きをお願いします。手続きが遅れると、給付金振込不能となり、給付処理が遅れることとなりますのでお気をつけください。

こんなときは変更の手続きが必要です

- ★ 現在、登録している口座を使用していない
- ★ 転勤、転居により、指定口座を解約する
- ★ 婚姻等により、指定口座の名義を変更する
- ★ 金融機関の合併や支店の統廃合で指定口座情報が変更となる
(指定口座情報…金融機関名、本・支店名、預金種別、口座番号)



【変更手続に必要な書類】

①給付金振込口座変更依頼書（「福利厚生ハンドブック」様⑮1ページ）

※県立学校および教育庁（出先機関を含む）職員については、統合庶務システムにより変更可能となっておりますので、システムを利用して変更する場合は「給付金振込口座変更依頼書」の提出は不要です。

②指定口座情報が確認できるもの（通帳の表紙(写)、統廃合による口座番号変更通知(写) 等）

注）口座の名義を変更する場合は、登録している氏名の変更も必要となりますので、併せて「記載事項等変更申告書」（「福利厚生ハンドブック」様⑯14ページ）の提出もお願いします。

住所変更の手続きをお忘れなく

住所を変更した場合、当共済組合で管理している住所の修正が必要となりますので、「記載事項等変更申告書」（「福利厚生ハンドブック」様⑯14ページ）へ記載の上、ご報告ください。その際、組合員証（被扶養者証）の添付は不要ですが、裏面の住所欄に新住所を自書してください。

なお、変更する被扶養者が20歳以上60歳未満の配偶者の場合は、「国民年金第3号被保険者住所変更届」（「福利厚生ハンドブック」様⑯15ページ）も併せて提出するようお願いします。

こんなときは必ず届出を!!

- 異動等で、組合員と被扶養者が引っ越しした
- 進学や就職等で、被扶養者が引っ越しした
- 別居していた被扶養者と同居することになった
- 住居表示が変わった



住民票上の住所で申告してください

令和2年4月1日より被扶養者の認定要件として、**国内居住であること**（一部例外あり）が追加されましたので、手続きの際は、**住民票上の住所と番地、部屋番号（アパート名等は省略可）**を正確に記入してくださるようお願いします。

